

農薬を使う前は、

ラベルを確認



使った後は、

履歴を記帳



使い慣れた農薬でも、使う前に必ず **ラベルを確認する習慣** をつけましょう！
ラベルに書かれている **使用基準** を守ることで、農産物の安全が確保されます。

ラベルの見方（確認方法）



① 登録番号

登録番号のないものは農薬として使用できません。

殺虫剤

〇 〇 〇 乳 剤

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

有効成分：△△△………50.0%
性 状：黄褐色可乳化油状液体
毒 性：××物

適用害虫と使用方法

作物名	適用害虫名	希釈倍数	使用時期	使用方法	本剤の使用回数	△△△を含む農薬の総使用回数
な す	アブラムシ類	1000倍	収穫3日前まで	散布	2回以内	3回以内
きゅうり	アザミウマ類	1000～2000倍	収穫前日まで	散布	1回以内	2回以内
も も	モモハモグリガ	1000～2000倍	収穫3日前まで	散布	3回以内	3回以内

② 適用作物

記載されている作物以外には使用できません（注）

③ 希釈倍数・使用量

定められた濃度よりも濃くしたり、定められた使用量よりも多く使用することはできません。

④ 使用時期

示された時期以外には使用できません。

⑥ 最終有効年月

最終有効年月を過ぎたものは使用しないようにしましょう。

⑦ ⑧ 注意事項もよく読み、安全に使用しましょう。



⑦ 効果・薬害などの注意

・魚介類やカイコに毒性があるので、以下のことに注意してください。

- ① ……………
- ② ……………



⑧ 安全使用上の注意

・散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業衣等を着用してください。
・かぶれやすい体質の人は ……………

⑤ 使用回数

定められた回数よりも多く使用することはできません。
違う農薬でも同じ有効成分を含んでいる場合がありますので、注意が必要です。

①～⑤ については必ず守らなければいけないよ。
農薬を正しく使った後は、
使用履歴に記帳しよう！



（注）トマトとミニトマトは農薬登録上、別々の作物であるなど、名前や形が似ている作物でも農薬の登録内容が異なる場合がありますので、勝手な判断をせず、判断に迷ったら指導機関にご相談ください。

農薬の使用履歴を 記帳しましょう

その都度、記帳。
確認を！



農薬を使用したら、 次の項目を記帳してください。

- ① 使用した**年月日**
- ② 使用した**場所**（圃場）
- ③ 使用した**農作物**等（対象作物）
- ④ 使用した農薬の**種類**または**名称**
- ⑤ 単位面積あたりの**使用量**又は**希釈倍数**

※ 様式に決まりはありませんので、記入しやすいよう工夫してください。

様式例

平成〇〇年産 ナス農薬使用履歴

圃場所在地： 〇〇町××字△△

作 型： 半促成

面 積： 10 a

播種日： 10月〇日

収穫開始日： 3月〇日

定植日： 2月〇日

収穫終了日： 7月〇日

使用日	使用農薬名	使用量・希釈倍数
1月〇日	〇〇〇微粒剤	20kg/10 a
2月〇日	△△△粒剤	2 g/株
⋮		
6月〇日	×××フロアブル	3000倍
7月〇日	□□□水溶剤	1000倍

記帳した使用履歴は、出荷先から求められたときに、すぐに提出できるよう準備しておきましょう！

記帳した履歴は、少なくとも
3年間は保管しておきましょう。

記帳すると、
こんなメリットが
あるよ！



- ① 誤使用の予防・誤使用の早期発見
- ② 適正な農薬使用の証明
- ③ 生産技術・農業経営の見直し

使用基準を守らずに農薬を使用すると、残留基準値を超過してしまう恐れがあります。基準値を超過すると、回収や出荷の停止が行われ、産地全体の信用も失われてしまい、多くの人に迷惑をかけることになります。必ず使用基準を守り、農薬使用後は使用履歴を記帳しましょう。

問い合わせ先

群馬県農政部技術支援課

生産環境室植物防疫係

TEL 027-226-3038